

議案第三十号

訴訟上の和解について

右の議案を提出します。

令和八年五月二十九日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

訴訟上の和解について

原告は、本件小学校の環境からのストレスで登校できず、肉体的・精神的苦痛を被ったなどと主張し、損害賠償を求めて、令和六年九月十日、本区ほか一名を被告として訴えを提起した損害賠償請求事件について、左記のとおり和解します。

記

一 訴訟当事者

原告 個人

被告 東京都中央区築地一丁目一番一号

中央区

右代表者 中央区長 山 本 泰 人

被告 ほか一名

二 事件名

損害賠償請求事件

三 和解条項の要旨

(一) 原告及び被告は、本件小学校の環境からのストレスで、本件和解日現在、原告が本件小学校に登校していないことを相互に確認する。

(二) 被告中央区は、今後、原告が本件小学校に登校できるよう及び中央区立の中学校に進学できるよう適切に手続その他の対応をするとともに、原告の将来の学校生活が不利益にならないよう適切な配慮を行い、原告はこれに協力することを相互に約束する。

(三) 被告中央区は、原告が本件小学校に登校し、又は中央区立の中学校に進学した場合には、安心かつ充実した小学校教育又は中学校生活を送れるよう合理的な配慮をすることを約束する。

(四) 原告及び被告は、本件の経緯及び内容について、(二)及び(三)の配慮のため必要があると認める場合の他の正当な理由がある場合を除き、インターネットへの書き込み、書面掲載、口頭による情報の流布、電話、メールその他の方法の如何を問わず、第三者に対して一切口外しない。

(五) 原告は、その余の請求を放棄する。

(六) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(七) 訴訟費用は各自の負担とする。

(説明)

訴訟上の和解を行うため、この案を提出します。